

FTTHインターネットサービス利用規約

本規約は契約者とイクストライド株式会社（以下当社）との間の、当社が提供するFTTHインターネットサービスの利用に関わる一切の關係に適用します。

第1条（本規約の範囲および変更）

インターネットを通じてオンラインまたは当社が提供する手段を通じ随時契約者に対して発表される諸規定は本規約の一部を構成し、契約者はこれを承諾するものとします。また、当社は、契約者の了承を得ることなくこの規約を変更することがあり、契約者はこれを承諾します。この変更は光ブロードバンドサービスのオンラインまたは当社が提供する手段を通じて随時契約者に発表します。

第2条（契約者）

契約者とは、当社の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、当社に光ブロードバンドサービスの利用を申し込み、当社が利用を承諾をした人となります。当社は、申込にあたり自署捺印、運転免許証その他公的機関が発行する身分証明書の提示を求められる場合があります。

第3条（利用申込みの承諾）

当社は利用申込みを行った方が以下の項目に該当する場合は、利用申込みの承諾をしない場合があります。

・インターネットの発展に害を与えると判断される場合

・過去に契約者規約違反などにより、インターネットの契約者資格の取り消し並びに当社が提供する光ブロードバンドサービスの契約者資格の取り消しが行われていることが判明した場合。

・利用申込み内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったことが判明した場合。

・光ブロードバンドサービスの料金の支払いを怠っていることが判明した場合。

・本サービスの申込みを受諾するだけの、当社の電気通信設備の余裕がない場合。

・その他、当社が契約者とするを不適当と判断する場合。

第4条（ID およびパスワードの管理）

契約者は、契約者番号として、当社より付与された番号（アカウント）およびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはできません。契約者は、本規約に基づき付与されたアカウントおよびパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、当社に損害を与えることのないものとします。契約者は、当該アカウントおよびパスワードでの光ブロードバンドサービスの利用に関する責任を負うものとし、自己の責任によりその利用に関わるいっさいの債務を支払うものとします。

第5条（変更の届け出）

契約者は、住所、所属団体、その他当社への届けで内容に変更があった場合は、速やかに所定の変更の届け出を当社に行うものとします。なお、婚姻による姓の変更など、当社が承諾した場合をのぞき、登録された氏名の変更を行うことはできません。届け出を怠ったことにより生じた損害については、当社では一切の責任を負いません。

第6条（住所の移転）

1、契約者が住所等を移転する場合で、移転先が、本サービスの提供地域内である場合は、契約者は移転先において本サービスの利用契約を継続することを当社に対して申し込むことができるものとします。

ただし、移転先によっては、設備上の理由により本サービスの提供ができない場合があることをあらかじめ承知するものとします。

2、契約者が第1項の申込みを行う場合は、契約者が移転する前に行うものとし、第3条（利用申込みの承諾）の規定が適用されるものとします。また、契約者は移転手続きに係る工事費を支払うものとします。

第7条（設備等）

契約者は、光ブロードバンドサービスを利用するために当社より貸与された機器以外の必要な通信機器、その他全ての機器を自己の負担において準備するものとします。また、自己の費用で使用する機器を電気通信サービスを利用してセンターに接続するものとします。その際、必要な手続きは契約者が自己の責任と費用で行うものとします。

第8条（光ブロードバンドサービスの内容の変更および停止）

当社は、事前の通知なくして、光ブロードバンドサービスの諸条件、運用規約、または光ブロードバンドサービスの内容を変更することがあり、契約者はこれを承諾します。この変更には価格の変更および、光ブロードバンドサービスの内容の部分的な改廃等を含みますが、これらに限定されません。また、当社は最低2ヶ月の予告期間を持って光ブロードバンドサービスを停止することができます。この変更、停止などについては光ブロードバンドサービスのオンラインまたは当社が適用する手段を通じ、通知するものとします。

第9条（光ブロードバンドサービスの一時的な中断）

当社は次に該当する場合には、契約者に連絡することなく、一時的にサービスを中断する場合があります。

(1) 光ブロードバンドサービスのシステムの保守を定期的に、または緊急に行う場合。

(2) 火災、停電などにより光ブロードバンドサービスの提供ができなくなった場合。

(3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により光ブロードバンドサービスの提供ができなくなった場合。

(4) 戦争、変乱、暴動、争乱、労働争議などにより光ブロードバンドサービスの提供ができなくなった場合。

(5) その他、運用上、技術上、当社が光ブロードバンドサービスの一時的な中断を必要と判断した場合。

第10条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一、本サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

2 契約者は、当社が別途指定したもの以外の機器、方法を用いて本サービスを利用した場合に生じた不具合または損害について、契約者が自らの責任でこれを処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（損害賠償の制限）

当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、この約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して3営業日以上その状態が継続した場合に限り、既に支払い済みの1料金月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。

但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本契約に基づく契約者による本サービスの利用に関連して、当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に、当社が当該契約者から受領済み料金とこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

第12条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 他者もしくは、当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(2) 他者もしくは、当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、侵害するおそれのある行為。

(3) 他者のメール受信を妨害する行為、その他、他者もしくは、当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。

(4) 他者もしくは、当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。

(5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。

(6) 事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。

(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。

(8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。

(9) 本サービスによりアクセス可能な、当社または他者の情報を、改ざんあるいは消去する行為。

(10) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為、または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。

(11) 連鎖的なメール転送を依頼する行為、および当該依頼に応じて転送する行為。

(12) 本人の同意を得ることなくまたは不当な手段により、他者の個人情報もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。

(13) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。

(14) ID およびパスワードを不正に利用する行為。

(15) 当社または他者の設備等に、無権限でアクセスする行為。

(16) 当社より付与されているIP アドレスを通常以外の方法で利用することにより、第三者の通信、または、当社設備に悪影響を与える可能性がある場合。

(17) 大量のトラフィック送信を長時間継続し、当社設備に対して想定外の負荷をかけ、または、本サービスの安定提供に著しい影響を与えている場合。

(18) コンピューターウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じてまたは本サービスに関連して利用し、もしくは提供する行為。

(19) 本サービスを利用して、電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。

(20) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為

(21) その他、法令に違反するまたは違反するおそれのある行為。

(22) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含む。）が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

(23) その他、当社が不適切と判断する行為。

上記の行為が確認された場合、通知無くサービスの利用停止・一部の利用制限をする場合があります。

本条の定めにかかわらず、当社は本サービスの利用停止・制限義務を負うものではありません。

第13条（情報などの削除）

契約者が光ブロードバンドサービスに登録した情報およびメール文章などが当社が定める所定の期間または量を超えた場合は、契約者への事前に通知することなく削除されることがあります。また、光ブロードバンドサービスの運営および保守管理上の必要から、契約者へ事前に通知することなく、契約者が光ブロードバンドサービスに登録した情報および文章などが消去される場合があります。

第14条（契約の更新）

光ブロードバンドサービスの契約は契約者からの申し出がない限り、月単位での自動更新とします。

第15条（光ブロードバンドサービスの利用料金など）

光ブロードバンドサービスの利用料金、算定方法およびその支払方法などは別途定める内容に従うものとします。なお、個別に支払方法などが規定されている場合には、その条件に従うものとします。

第16条（料金の支払い）

利用料金の支払方法は、口座振替を基本とし、月払いとし翌月利用料に充当されます。その振替日は当該月の28日となります。ただし、金融機関の休日と重なった場合は翌営業日となります。

2. 光ブロードバンドサービスの利用料金等の支払いに関しては、下記の他、各契約者ごとに当社が承認した一つによるものとします。また利用料金などの支払いは、収納代行会社、金融機関などで別途利用条件、支払条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、それらに従うものとします。契約者と当該収納代行会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任はないものとします。

2. 原則として振替口座の口座名義人は、契約者本人または配偶者、2親等以内の血族に限ります。

3. 前項の規定にかかわらず、当社が特に認めるときは、郵便振替により納入することができるものとします。

第17条（サービスの利用停止）

契約者が、第12条（禁止事項）に違反した場合もしくは以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。この場合でも、当該契約者は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。

(1) 光ブロードバンドサービスの利用料金などの支払い債務の履行を遅延し、または支払いを拒否した場合。

(2) 収納代行、金融機関などにより契約者が指定した支払い口座の利用が停止させられた場合。

(3) 3ヶ月間引き落としが滞った場合は、サービスの利用停止をするものとします。

(4) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金等を支払わない場合。

本条の定めにかかわらず、当社は本サービスの停止義務を負うものではありません。

第18条（遅延損害金）

利用料金の支払いが支払期日を過ぎても行われな場合は、契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として、利用料金など一括して、当社が指定した日までに支払うものとします。

第19条（貸出機器の利用）

契約者は、当社が貸し出す接続機器を善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。契約者は、光回線終端装置、ドロップケーブル等に異常を発見したときは、当社に直ちに連絡するものとします。

(1) 接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分

(2) 接続機器の分解、解析、改造、改変等

(3) 接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等

(4) 接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）

(5) 契約外の不正利用

(6) 接続機器の日本国外持ち出し

2 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、契約者は、当社が提示する修理交換料金を当社の定める方法により支払うものとします。ただし、当社の判断により修理交換を行う場合はこの限りではありません。

第20条（権利の譲渡制限）

契約者が、本サービスの提供を受ける権利は、法定相続人への承継、当社が承認した場合を除き第三者に譲渡することができないものとします。

第21条（保障）

本サービスは、自動安全制御が必要な高リスク環境（生命維持装置等、不具合・障害により人命や環境に危機をもたらす可能性がある環境）で利用することはできません。

第22条（契約者からの解約）

契約者が解約する場合は、解約しようとする日の30日前までに当社に届け出るものとし、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。当社にすでにお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは一切行いません。

第23条（当社からの解約）

1 当社は、本サービスの利用停止を受けた契約者が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由を解消しない場合には、契約者に、当社の定める方法で通知することにより、利用契約を強制解約できるものとします。

2 利用契約が強制解約された場合、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

3 ただし次の場合には本サービスの利用停止をしないで、ただちに契約を解除することができるものとします。

・当社の業務運営を妨害および著しい支障をきたす場合

・サービスの申込み書に虚偽記載があったことが判明した場合

4 第25条の休止期間を超え利用再開申請がない場合

第24条（再契約）

解約申請をした契約者が解約完了後に再契約を行う場合には、初期費用を支払う必要があります。

第25条（休止）

24か月以内を超えない範囲であれば月額費用が発生しない利用休止を申請できます。その際弊社よりの貸与品を回収いたします。休止申請をした契約者が24か月以内に利用再開する場合は初期費用を無償とします。ただし、以下の場合は新規契約とします。

・転居された先または撤去時とは異なる場所でのご利用再開

・宅内光ケーブルが撤去されており再度引き込み工事が必要となる場合

第26条（お客さま情報の保護）

当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の情報を、契約者の承認を得た場合または、法令に基づき利用、または提供しなければならない場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。

2 光ケーブルの設置に係る工事業者に対して、設置工事に必要な情報を提供することを、契約者はあらかじめ承諾するものとし、ます。

3 当社が本利用料金等の収納を委託する者に対して、収納に必要な情報を提供することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとし、ます。

第27条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を契約者と当社の専属的合意管轄裁判所とします。

付則 この本約款は、2018年4月1日から実施します。